

井原市賑わい創出拠点施設（道の駅）整備に係るDBO事業者選定 アドバイザー業務委託に関する審査基準

1 目的

この基準は、「井原市賑わい創出拠点施設（道の駅）整備に係るDBO事業者選定アドバイザー業務委託」に関する契約候補者等の選定を実施するために必要な審査に関する事項を定めるものである。

2 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象とする。

- (1) 「井原市賑わい創出拠点施設（道の駅）整備に係るDBO事業者選定アドバイザー業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）」の「5 応募資格」に規定する資格要件をすべて満たす者。
- (2) 実施要領の「12 失格事項」に規定する事項に該当しない者。
- (3) 実施要領の「8 参加手続き」及び「9 企画提案書等の提出」の提出書類の要件により、適正に書類を作成した者。

3 審査の種類

審査は、次のとおり一次審査と二次審査とする。

ただし、一次審査は、申込者数が5者を超える場合、二次審査の対象となる5者を選定するために二次審査に先行して実施する。

- (1) 一次審査 書類審査
- (2) 二次審査 プレゼンテーション・ヒアリング審査

4 審査の実施

参加者から提出された書類に基づき、次のとおり審査会を開催する。

- (1) 一次審査
 - 1) 開催日時 令和7年10月29日（水）～10月31日（金）の間で実施。
ただし、申込者数が5者を超えない場合は、一次審査の先行実施はしない。
- (2) 二次審査
 - 1) 開催日時 令和7年11月21日（金）（時間については別に通知する。）
 - 2) 開催場所 井原市役所 5階 会議室501・502
 - 3) 審査形式 プレゼンテーション・ヒアリング
1者あたりプレゼンテーションは30分以内とする。
プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑応答（15分以内）を設ける。

5 契約候補者等の審査方法

井原市役所内に設置する「井原市賑わい創出拠点施設(道の駅)整備に係るDBO事業者選定アドバイザー業務委託プロポーザル審査委員会」において、応募書類、ヒアリング内容を総合的に審査し、二次審査の結果により、契約候補者及び次点者を選定する。

6 評価の方法

応募資格を有する者から提出された応募書類、応募者へのヒアリング内容及び見積金額について、次の(1)から(4)により得点を算定し、評価を行う。

(1) 応募書類の内容に対する配点

評価基準書（書類審査）一次審査

【満点：200点】

評価項目	評価対象	評価基準	配点
事業者評価	事業者の実績	同種業務の実績 ※同種業務 アドバイザー業務(DBO方式)	50点
		類似業務の実績 ※同種業務 アドバイザー業務(PFI・E0I方式) アドバイザー業務(指定管理方式等)	
	業務体制	事業者が本業務を行う主たる事業所の所在	
		配置者が本業務を行う主たる事務所の所在 ※事業所が複数となる場合は、主たる担当者が業務を行う事務所とする。	
配置者評価	・管理責任者 ・主任技術者 ・照査技術者	同業種の実績（各配置者共通） ※同種業務 アドバイザー業務(DBO方式)	管理責任者 50点
		類似業務の実績（各配置者共通） ※同種業務 アドバイザー業務(PFI・E0I方式) アドバイザー業務(指定管理方式等)	主任技術者 50点
		資格取得状況（主任技術者、照査技術者） ①技術士「建築部門(都市及び地方計画、土木、道路等)」 ②技術士「総合技術監理部門(建設-都市及び地方計画)」 ③R C C M（都市計画及び地方計画） ④一級建築士 ⑤公認会計士	照査技術者 50点

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの内容に対する配点

評価基準書（ヒアリング審査）二次審査

【満点：200点】

評価項目	評価対象	評価基準	配点
実施方針・体制	取組方針	業務の趣旨を十分に理解し、客観的な方針が提案されているか。	60点
	組織体制	業務内容に見合った人員配置及び組織体制であるか。	
	業務実績	業務遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	
配置者評価	各技術者の実績・資格	業務内容に類似した実績・経験を有しているか。	30点
運営事業者選定アドバイザー業務	・計画準備 ・実施方針の作成及び公表支援等 ・募集要領、管理運営基準書、業務仕様書等の作成及び公表支援等 ・審査基準等の作成支援等 ・審査委員会の運営支援等	・有効かつ適正な業務スケジュールが提案されているか。 ・業務内容(関連業務を含む)が整理されているか。 ・各業務に対する支援策は十分であるか。	70点
	契約締結支援等	契約締結に係る支援策は十分であるか。	
	その他の支援	仕様書に記載している業務支援以外で、本業務の目的達成のために効果的な独自提案が示されているか。	
プレゼンテーション・ヒアリング	説明及び質問への回答は簡潔で分かりやすいものとなっているか。		30点
見積金額	別途算定式による得点		10点

(3) 応募書類の内容及びヒアリングによる得点

応募者の得点は、(2)の評価点とする。

各応募者の満点は、審査委員一人あたり200点とする。

(4) 見積金額に対する配点・得点

見積金額に対する配点は10点とし、次式により得点を算定する。(小数点第2位以下切捨て)

$$\text{見積金額に対する得点} = 10 \text{点} \times \frac{\text{最低見積額}}{\text{各応募者の見積金額}}$$

7 契約候補者等の選定

二次審査の実施により、選定委員会において、評価基準に沿って業務実施体制や企画提案内容等を総合的に審査及び評価し、各審査委員の評価で、1位の数が最も多かった者を契約候補者とし、次に多かった者を次点の候補者として選定する。1位の数が同数となった者が複数いる場合は、各審査委員の評価点を合計し、その点数の高い者を上位とする。

全審査委員の1位が同じ者であった場合には、2位の数が最も多かった者を次点の候補者として選定する。

なお、各審査委員の「評価基準書(二次審査)」の評価項目において「0点」の評価項目が1項目でもある場合や、各審査委員の評価点を合計し、その平均点が120点未満(全体の60%未満)の場合は、契約候補者に選定しないこととする。